高知県自殺対策連絡協議会設置要綱

（設置）

第１条　近年全国的に自殺者が増大している中で、本県の自殺死亡率は全国でも高い順位で推移しており、全県的な自殺予防に向けた取り組みが求められている。このため、関係機関が連携し、総合的な自殺対策の推進を図ることを目的として、高知県自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

（１）自殺予防対策に関すること

（２）各関係機関の役割と連携のあり方に関すること

（３）自殺予防のための啓発・広報等に関すること

（４）その他自殺対策に関すること

（構成及び任期等）

第３条　協議会は、別表に掲げる機関の者（以下「委員」という。）で構成する。

２　委員は知事が委嘱する。

３　委員の任期は、２年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員の再任は、これを妨げない。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置く。

（１）会長は委員の互選により選出する。

（２）会長は協議会を総理する。

（３）副会長は、委員の中から会長が指名する。

（４）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、高知県子ども・福祉政策部長が招集する。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課において処理す

る。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成１９年　４月１１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２０年　４月　１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２１年　４月　１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２１年　６月　１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２３年　６月　１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２３年　６月　８日から施行する。

附則

この要綱は、平成２４年　４月１１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２６年　８月　８日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年　４月　１日から施行する。

附則

この要綱は、令和　３年　４月　１日から施行する。

附則

この要綱は、令和　６年　５月２０日から施行する。

附則

この要綱は、令和　８年　５月１１日から施行する。

附則

この要綱は、令和　８年　６月２４日から施行する。

高知県自殺対策連絡協議会　構成員名簿

１	高知県医師会	医療関係
２	高知県精神科病院協会	医療関係
３	高知県薬剤師会	医療関係
４	高知県民生委員児童委員協議会連合会	関係機関
５	高知大学医学部神経精神科学教室	学識経験者
６	高知弁護士会	学識経験者
７	高知県司法書士会	学識経験者
８	高知産業保健総合支援センター	労働関係
９	高知労働局労働基準部健康安全課	労働関係
１０	高知新聞社	報道機関
１１	高知いのちの電話協会	相談機関
１２	高知市	市町村
１３	須崎市	市町村
１４	高知県警察本部生活安全部生活安全企画課	警察
１５	高知県立消費生活センター	行政機関
１６	高知県立精神保健福祉センター	行政機関
１７	高知県保健所長会	行政機関
１８	高知県心の教育センター	行政機関
１９	高知県中央児童相談所	行政機関